

平成31年2月8日

NPOキャリアデザイン研究所年会費・報酬規定

認定NPOキャリアデザイン研究所は社会的に困難を抱える若者とその家族を支援するために高い志に基づいたボランティア精神による社会貢献活動を行うことを理念とする。このための事業経費（事務所経費・管理費）は①会員の年会費と寄付②一般の寄付③独自事業の収入④目的に沿った事業受託事業収入からの一部負担金により成り立っている。この④受託事業収入からの一部負担金とは①②③では賄いきれないNPO運営費を、受託事業実施のため雇用、労働契約を締結する際に取り決めた給与賞与、および報酬から一定の比率により徴収するものである。この規定はこれらの報酬、負担金および営業手数料・営業手当などについて下記のとおり定める。

第1条 NPO-CDIの事業とは①地域若者サポートステーション事業を始め、②自治体むけ若者自立支援委託事業および就労支援事業③高校生・大学生キャリア教育受託事業④民間企業のニート・フリーター自立支援・就労支援受託事業⑤企業・公共団体向け講師派遣事業⑥その他の受託事業・「さなぎの会」ひきこもり家族会、親セミナー、相談室事業、大学生就活塾 他NPO独自の事業等をいう。

第2条 会費および寄付

会費は入会金10,000円、年会費7,000円とし、寄付金3,000円（任意）をCDIへの寄付とする

第3条 会員が営業活動または第三者の紹介等により受託した事業について会員への報酬及び負担金を下記のとおり定める

第1項（講師・カウンセラーの報酬・雇用労働者NPO負担金及び交通費）

- ① 事業責任者は理事長・理事会に事業内容と報酬に関し報告すると共に事業遂行に必要な講師・カウンセラーを指名要請し、報酬条件等を明示した上で事業を遂行する。
- ② 報酬は受託した事業案件ごとに異なるが、実行する講師・カウンセラーに対しては講師報酬・相談料相当額の25%のNPO負担金を賦課する。交通費込みの報酬条件の場合は、実費交通費を控除した金額に対し負担金を賦課するものとする。
- ③ 交通費は公共交通機関利用による実費交通費を支給する。公共機関を利用できない遠隔地などの場合はタクシー利用を認め、実費支給する。
- ④ 雇用労働者への労働条件は雇用契約書にて細目を提示するが、給与負担金として8%～16%（平成29年5月現在）の負担金を賦課する。
負担率については契約時に各自あて書面通知するものとする。
- ⑤ 負担金率を変更する必要がある案件に関しては事業責任者は理事長と協議し、理事会にて審議、決定する。

第2項（営業手数料）

- ① 事業基盤を安定・強化する為には理事長をはじめ理事及び会員はNPOの目的に沿った社会貢献事業等の地道な受託営業活動や企画競争応札などの新規事業開拓を積極的に推進する必要がある。この新規事業開拓成功に対する対価として当該受託営業推進者に対して初年度事業受託に限り上記NPO負担金の内20%を事業年度終了後営業手数料として支払う。
- ② 当該事業を継続する為には毎年の受託営業活動や企画競争応札等の多大な労力と事業現場の努力と成果が必要であり、翌年度委託事業受注のための上記企画提案書作成等多大な労力を要した案件については同推進者に別途営業手当金を支給することとし、金額については当該事業担当理事、事務局長、副理事長、理事長の合意により決定するものとする。
- ③ 当該事業の受注に関し第三者の紹介者がいて受注が円滑に進んだ場合は初年度に限り当該第三者と手数料を折半する。その他のケースについては理事会で協議決定する。
- ④ 当該営業推進者は事業責任者となり、講師・カウンセラーの手配・事業遂行及び管理・翌年度以降の事業継続営業推進を担当する。

第3条第3項（給与・賞与規定）

- ① 国や自治体等の公共事業の委託契約において毎年度単位であるが原則会員をスタッフとして雇用し雇用労働契約を締結し実施する。労働諸条件は、従業員規則及び雇用労働契約に定める。
- ② 厚生労働省関係の就労支援事業や生活困窮者自立支援の福祉サービス事業では国が支払う相談員に対する一定水準の給与レベルがあり、その制約を受ける事が多いが当CDIでは産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士他各種資格を有すると同時に自己研鑽及び各種研修に参加して専門性を磨いている為、下記をフルタイム給与の標準とし、外部に働き掛けるものとする。但し、毎年度毎の国・自治体予算額や入札価格に変動がある関係上支給給与は事業ごとに若干の上下変動がある。
 1. センター長兼主任相談員： 時給2,400円以上（管理者手当込み）
 2. 次席主任相談員： 時給1,900円以上
 3. 相談員・キャリアコン： 時給1,800円以上
 4. 事務員・情報管理員： 時給1,600円以上
 5. 臨床心理士相談員： 時給1,800円以上
 6. 就労支援開拓員リーダー： 時給2,100円以上
 7. 同開拓員： 時給1,800円以上
- ③ 事業受託の契約内容により、賞与又は一時金の支給が認められる場合は、対象スタッフに賞与又は一時金を支給できるものとする。支給内容は受託案件毎に報酬委員会および事業担当理事にて協議の上決定する。

④雇用労働契約を締結せず、報酬支払いに基づき実施する公共事業及びさなぎの会等独自事業の講師・相談員等の標準報酬は下記の通りとする。なお、事業内容によって時給が下記を下廻ることがある。

1. 講師・臨床心理士 時給 5,000円以上
2. 相談員・キャリアコン 時給 3,000円以上

第4条 事業の推進責任者を任命された理事又は特定業務・事業責任者、第3者に対し下記の給与を支払う。

- ① 事務局長 月額 100,000円（平成30年4月より週2日勤務）
- ② 経理業務責任者給与：月額220,000円（平成30年5月度より週5日勤務）
- ③ 事業責任者給与：月額10,000円（さなぎの会事業 相談事業 独自事業等）
*新事業企画プロジェクトチーム、その他事業の拡大に伴い必要な給与は理事会で審議、決定する。
*給与を受ける事業責任者は事業結果報告を理事長宛てに実施し、その結果に対して上記の給与を支払うこととする。
- ④ 上記 第3条第2項（営業手数料）及び第4条の事務局長・事業責任者の給与及び内部の会員研修会・セミナーの講師謝金等に関しては負担金を賦課しないものとする。

第5条 役員報酬

- ・理事長 月額100,000円
 - ・副理事長：月額 20,000円
- 役員報酬はNPO法に基づき「役員報酬を受けるものの数は役員総数の3分の1以下とする」に準じて制定し、負担金は賦課しない。

第6条 理事・会員の交通費支給

理事会出席のための交通費及び理事・会員が新規事業開拓する為の交通費、各種事業のボランティアスタッフやイベントのボランティアスタッフとして協力参加する交通費に関しては実費（IC料金）を支給する。但し、会員研修を兼ねたイベント等については支給しない場合がある。所要交通費は所定の用紙にて事務局に提出する。

第7条 上記 規定に定めのない案件や改訂に関しては報酬委員会（理事長、副理事長、事務局長、監事で構成）にて検討し理事会にて審議し決定するものとする。

第8条 本規定は平成30年10月1日より発効するものとする。但し、賞与に関する規定部分は2019年4月1日以降発効する。

（報酬規定 改訂履歴）

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. H20年10月11日制定 | 2. H23年 4月 9日改訂 |
| 3. H23年 7月 8日改訂 | 4. H24年 1月 6日改訂 |
| 5. H25年 9月30日改訂 | 6. H26年 5月 14日改訂 |
| 7. H27年 3月25日改訂 | 8. H29年 3月 17日改訂 |

9. H29年 5月12日改訂
11. H31年 2月8日改定

10. H30年 9月25日改定

(作成例)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所	事業年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日
-----	----------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	617,000円
さなぎの会費	111,000円
受取寄付金	820,785円
事業収益	64,243,338円
負担金収益	7,010,156円
受取利息	1,525円
雑収入	3,841円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	72,807,645円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
無し	0円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

無し

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
無し	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付・資産の内容	料金	条件等
無し	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
別紙をご参照ください。(平成30年度謝金 全員分)	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

取引先	法人との関係	役務提供者氏名	役務提供日	役務提供内容	金額
	非会員		平成31年3月30日	謝金支払 3/30謝金	15,000
					15,000
	非会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/3,4,5,6 新入社員研修	136,080
					136,080
	非会員		平成30年9月26日	謝金支払 まつサポ 職場体験プログラム受入先への謝金	1,500
	非会員		平成30年11月30日	謝金支払 まつサポ 職場体験プログラム受入先への謝金	5,000
	非会員		平成31年1月28日	謝金支払 まつサポ 職場体験プログラム受入先への謝金	1,500
					8,000
	会員		平成30年12月12日	謝金支払 10/13 かしわサポステ講師	10,000
					10,000
	非会員		平成30年6月26日	謝金支払 まつサポ 職場体験プログラム受入先への謝金	5,000
	非会員		平成30年9月26日	謝金支払 まつサポ 職場体験プログラム受入先への謝金	5,000
	非会員		平成30年11月30日	謝金支払 まつサポ 職場体験プログラム受入先への謝金	5,000
					15,000
	非会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/23 かしわサポステ講師	10,000
					10,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/17 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/29 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/22 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/19 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/10 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/25 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/12 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/27 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/13 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/15 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/22 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/26 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/5 まつどサポステ講師	10,000
					130,000
	非会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/6 かしわサポステ講師	10,000
					10,000
	非会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門学校講師	30,000
					30,000
	非会員		平成31年2月27日	謝金支払 まつサポ 職場体験プログラム受入先への謝金	10,000
					10,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/3 ふれあい教室講師	6,000
					6,000
	非会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/13 かしわサポステ講師	10,000
					10,000
	会員		平成30年12月28日	謝金支払 11/20 柏工業専門学校講師	9,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/18 柏工業専門学校講師	9,000
					18,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門学校講師	18,000
					18,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/23 我孫子市若者就労相談 @5,000×3H	15,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/28 我孫子市若者就労相談 @5,000×3H	15,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/7 我孫子市若者就労相談 @5,000×3H	15,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/23 我孫子市若者就労相談 @5,000×3H	15,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/23 えがおパートナーズ講師	5,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/27 我孫子市若者就労相談 @5,000×3H	15,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/24 我孫子市若者就労相談	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/27 我孫子市若者就労相談	15,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/16 柏工業専門学校講師	9,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/18、22 柏工業専門学校講師	18,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/25 我孫子市若者就労相談	15,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/8 我孫子市謝金	10,000
					157,000
	非会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/30 かしわサポステ講師	10,000
					10,000
	会員		平成31年1月15日	謝金支払 4月～9月 謝金	3,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/8 我孫子市謝金	10,000
					13,000
	非会員		平成30年4月23日	謝金支払 4/14親セミナー講師謝金	66,823
					66,823

取引先	法人との関係	役務提供者氏名	役務提供日	役務提供内容	金額
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 10月～3月精算 謝金	1,500
					1,500
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/3,4,10,11 @6,000×28H	168,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/24 かしわサポステ講師	10,000
					178,000
	非会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/14 かしわサポステ講師	10,000
					10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 6/2、16 かしわサポステ講師	30,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/7,21 8/4,18 かしわサポステ講師	52,500
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/15、29、10/6 かしわサポステ講師	45,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/23、10、17、12/1 かしわサポステ講師	55,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/19 かしわサポステ講師	15,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/26 かしわサポステ講師	15,000
					212,500
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門校講師	18,000
					18,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/10 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/26 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/16 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/17 ふれあい教室講師	6,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/23 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/18 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/5 まつどサポステ講師	10,000
					66,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/16 柏市社会福祉協議会講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 10月～3月精算 謝金	6,000
					16,000
	非会員		平成30年6月26日	謝金支払 まつサポ 職場体験プログラム受入先への謝金	1,500
					1,500
	会員		平成30年12月12日	謝金支払 8/15一般相談 謝金	1,500
					1,500
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門校講師	18,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/7 柏工業専門校講師	9,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/11 柏工業専門校講師	9,000
					36,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/12 CHIVADA講師	42,000
					42,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/20、27 柏工業専門校講師	30,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/11 柏工業専門校講師	15,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/22 柏工業専門校講師	5,000
					50,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/19 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/23 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/24 我孫子市就労支援講師	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/12、26 ふれあい教室講師	12,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/19 我孫子市個別相談会講師	5,000
	会員		平成30年12月14日	謝金支払 9/19 ふれあい教室講師	6,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 10/1、11/5、26 松戸六実高校講師	15,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/16 柏市社会福祉協議会講師	10,000
					110,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 10/1、11/5、26 松戸六実高校講師	15,000
					15,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/12 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/17 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/28 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/26 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/30 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/20 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/25 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/22 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/20 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/24 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/7 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/14 かしわサポステ講師	10,000
					120,000

取引先	法人との関係	役務提供者氏名	役務提供日	役務提供内容	金額
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/3 かしわサポステ臨床	10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/23 かしわサポステ臨床	10,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/25 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/16 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/26 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/7 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/5 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 12/5、1/23 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/13 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/20 かしわサポステ臨床	20,000
					145,000
	非会員		平成30年10月26日	謝金支払 柏市民活動交流サロン チラシ作成謝礼金	8,909
	非会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/28 我孫子市チラシ作成謝金	8,910
					17,819
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/27 柏工業専門学校講師	9,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/4 柏工業専門学校講師	9,000
					18,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/10 ふれあい教室講師	6,000
					6,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/3,4,5,6,10,11 @6,000×42H	252,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/8 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/8 我孫子市謝金	10,000
					272,000
	非会員		平成31年3月29日	謝金支払 まつサポ 職場体験プログラム受入先への謝金	2,500
	非会員		平成31年3月30日	謝金支払 3/30謝金	34,560
	非会員		平成31年3月31日	謝金支払 まつサポ 職場体験プログラム受入先への謝金	2,500
					39,560
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/19、26、6/9 かしわサポステ講師	45,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/14 かしわサポステ講師	15,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/25 9/1 かしわサポステ講師	30,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/22、10/6 かしわサポステ講師	30,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/24、12/8 かしわサポステ講師	30,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/26 かしわサポステ講師	15,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/2、9 かしわサポステ講師	30,000
					195,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/24 我孫子市就労支援講師	10,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門学校講師	30,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/7、16 柏工業専門学校講師	30,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/18 柏工業専門学校講師	15,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/22 柏工業専門学校講師	5,000
					90,000
	非会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/25 かしわサポステ講師	10,000
	非会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/23 かしわサポステ講師	10,000
	非会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/31 かしわサポステ講師	10,000
	非会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/28 かしわサポステ講師	10,000
	非会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/29 かしわサポステ講師	10,000
	非会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/31 かしわサポステ講師	10,000
	非会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/25 かしわサポステ講師	10,000
	非会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/27 かしわサポステ講師	10,000
	非会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/29 かしわサポステ講師	10,000
	非会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/26 かしわサポステ講師	10,000
					100,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 10/1、11/5、26 松戸六実高校講師	15,000
					15,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/24 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/15、29 かしわサポステ講師	20,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/19 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/28 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/26 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年1月15日	謝金支払 4月～9月経費	6,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/27 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/18 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 10月～3月精算 謝金	1,500
					87,500
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/24 我孫子市就労支援講師	10,000

取引先	法人との関係	役務提供者氏名	役務提供日	役務提供内容	金額
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門校講師	30,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/19 我孫子市個別相談会講師	5,000
	会員		平成31年1月15日	謝金支払 4月～9月経費 謝金	4,500
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/8 我孫子市謝金	10,000
					59,500
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/10・23、12、18 CHIVADA講師	208,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/7 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/11 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/11 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/24、31 ふれあい教室講師	12,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 11/7 ふれあい教室講師	6,000
					352,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/22 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/19 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/24 我孫子市就労支援講師	10,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/4 柏工業専門校講師	15,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/11、18、22 柏工業専門校講師	35,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 11/14 ふれあい教室講師	6,000
					150,000
	非会員		平成31年2月27日	謝金支払 12/15認知行動療法謝金	30,000
					30,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/23 かしわサポステ講師	10,000
					10,000
	非会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/4 かしわサポステ講師	10,000
					10,000
					3,148,282
		総計			

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		24,956,798円	かしわサポステ事業委託料
		17,451,118円	松戸サポステ事業委託料
		11,745,328円	柏市若者の職業的自立支援事業
		6,343,694円	松戸市若年無業者就労支援業務委託料
		1,446,120円	流山市就労支援事業委託料

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		3,872,400円	まつどサポステ給料手当
		3,630,000円	かしわサポステ・柏市事業給料手当
		3,488,400円	かしわサポステ給料手当
		3,146,400円	まつどサポステ給料手当
		3,146,400円	かしわサポステ・柏市事業給料手当

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
無し				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
無し				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
別紙参照下さい。（平成30年度謝金 会員のみのみ）				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

取引先	法人との関係	役務提供者氏名	役務提供日	役務提供内容	金額
	会員		平成30年12月12日	謝金支払 10/13 かしわサポステ講師	10,000
					10,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/17 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/29 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/22 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/19 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/10 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/25 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/12 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/27 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/13 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/15 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/22 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/26 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/5 まつどサポステ講師	10,000
					130,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/3 ふれあい教室講師	6,000
					6,000
	会員		平成30年12月28日	謝金支払 11/20 柏工業専門校講師	9,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/18 柏工業専門校講師	9,000
					18,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門校講師	18,000
					18,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/23 我孫子市若者就労相談 @5,000×3H	15,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/28 我孫子市若者就労相談 @5,000×3H	15,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/7 我孫子市若者就労相談 @5,000×3H	15,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/23 我孫子市若者就労相談 @5,000×3H	15,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/23 えがおパートナーズ講師	5,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/27 我孫子市若者就労相談 @5,000×3H	15,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/24 我孫子市若者就労相談	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/27 我孫子市若者就労相談	15,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/16 柏工業専門校講師	9,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/18、22 柏工業専門校講師	18,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/25 我孫子市若者就労相談	15,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/8 我孫子市謝金	10,000
					157,000
	会員		平成31年1月15日	謝金支払 4月～9月 謝金	3,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/8 我孫子市謝金	10,000
					13,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 10月～3月精算 謝金	1,500
					1,500
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/3,4,10,11 @6,000×28H	168,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/24 かしわサポステ講師	10,000
					178,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 6/2、16 かしわサポステ講師	30,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/7,21 8/4,18 かしわサポステ講師	52,500
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/15、29、10/6 かしわサポステ講師	45,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/23、10、17、12/1 かしわサポステ講師	55,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/19 かしわサポステ講師	15,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/26 かしわサポステ講師	15,000
					212,500
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門校講師	18,000
					18,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/10 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/26 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/16 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/17 ふれあい教室講師	6,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/23 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/18 まつどサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/5 まつどサポステ講師	10,000
					66,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/16 柏市社会福祉協議会講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 10月～3月精算 謝金	6,000
					16,000
	会員		平成30年12月12日	謝金支払 8/15一般相談 謝金	1,500

取引先	法人との関係	役務提供者氏名	役務提供日	役務提供内容	金額
					1,500
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門学校講師	18,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/7 柏工業専門学校講師	9,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/11 柏工業専門学校講師	9,000
					36,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/12 CHIVADA講師	42,000
					42,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/20、27 柏工業専門学校講師	30,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/11 柏工業専門学校講師	15,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/22 柏工業専門学校講師	5,000
					50,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/19 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/23 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/24 我孫子市就労支援講師	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/12、26 ふれあい教室講師	12,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/19 我孫子市個別相談会講師	5,000
	会員		平成30年12月14日	謝金支払 9/19 ふれあい教室講師	6,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 10/1、11/5、26 松戸六実高校講師	15,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/16 柏市社会福祉協議会講師	10,000
					110,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 10/1、11/5、26 松戸六実高校講師	15,000
					15,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/12 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/17 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/28 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/26 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/30 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/20 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/25 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/22 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/20 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/24 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/7 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/14 かしわサポステ講師	10,000
					120,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/3 かしわサポステ臨床	10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/23 かしわサポステ臨床	10,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/25 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/16 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/26 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/7 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/5 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 12/5、1/23 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/13 かしわサポステ臨床	15,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/20 かしわサポステ臨床	20,000
					145,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/27 柏工業専門学校講師	9,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/4 柏工業専門学校講師	9,000
					18,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/10 ふれあい教室講師	6,000
					6,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/3,4,5,6,10,11 @6,000×42H	252,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/8 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/8 我孫子市謝金	10,000
					272,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/19、26、6/9 かしわサポステ講師	45,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/14 かしわサポステ講師	15,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/25 9/1 かしわサポステ講師	30,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/22、10/6 かしわサポステ講師	30,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/24、12/8 かしわサポステ講師	30,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/26 かしわサポステ講師	15,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/2、9 かしわサポステ講師	30,000
					195,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/24 我孫子市就労支援講師	10,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門学校講師	30,000

取引先	法人との関係	役務提供者氏名	役務提供日	役務提供内容	金額
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 11/7、16 柏工業専門学校講師	30,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/18 柏工業専門学校講師	15,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/22 柏工業専門学校講師	5,000
					90,000
	会員		平成30年12月27日	謝金支払 10/1、11/5、26 松戸六実高校講師	15,000
					15,000
	会員		平成30年5月22日	謝金支払 4/24 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/15、29 かしわサポステ講師	20,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/19 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年10月26日	謝金支払 9/28 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/26 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年1月15日	謝金支払 4月～9月経費	6,000
	会員		平成31年3月29日	謝金支払 2/27 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/18 かしわサポステ講師	10,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 10月～3月精算 謝金	1,500
					87,500
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/24 我孫子市就労支援講師	10,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 柏工業専門学校講師	30,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/19 我孫子市個別相談会講師	5,000
	会員		平成31年1月15日	謝金支払 4月～9月経費 謝金	4,500
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 3/8 我孫子市謝金	10,000
					59,500
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/10・23、12、18 CHIVADA講師	208,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/7 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/11 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/11 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年11月30日	謝金支払 10/24、31 ふれあい教室講師	12,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 11/7 ふれあい教室講師	6,000
					352,000
	会員		平成30年6月21日	謝金支払 5/22 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年8月27日	謝金支払 7/19 CHIVADA講師	42,000
	会員		平成30年9月21日	謝金支払 8/24 我孫子市就労支援講師	10,000
	会員		平成31年1月28日	謝金支払 12/4 柏工業専門学校講師	15,000
	会員		平成31年2月27日	謝金支払 1/11、18、22 柏工業専門学校講師	35,000
	会員		平成31年3月31日	謝金支払 11/14 ふれあい教室講師	6,000
					150,000
	会員		平成30年7月24日	謝金支払 6/23 かしわサポステ講師	10,000
					10,000
					2,618,500
		総計			

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
██████████	308,785 円	2018. 6. 6
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
31 人	46,762,356 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
平成 30 年 5 月 28 日	柏まつり実行委員会	■■■■■	柏まつり協力金	10,000 円
				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
	合 計			10,000 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
無し		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載方法

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却収益、受取利息収益等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生じる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	H30年4月1日～H31年3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
㉒	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		10人	0人	%	0人	0%

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款 28 条第 1 項	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉓」～「㉕」の欄を記載する必要はありません。ロ、ハ、二についても同様です。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動 法人キャリアデザイン研究所	①	②	③	④	⑤	申請時
役員数		9人	9人	人	人	人	9人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		1人	1人	人	人	人	0人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				①	②	③	④	⑤	申請時	
山口 勝三		理事		○	○				○	平成16年 11月19日
楠本 涉		理事								平成16年 11月16日 (理事退任) 平成26年 6月3日
楠本 涉		監事		○	○				○	(監事就任) 平成26年 6月4日
照内 洋一		理事		○	○				○	平成19年 5月24日
林 正彦		理事								平成19年 5月24日 (理事退任) 平成27年 9月1日
今泉 良子		理事								平成20年 5月25日 (退任) 平成27年 5月31日
佐藤 貞雄		理事								(就任) 平成22年 5月30日 (退任) 平成26年 6月3日
稲垣 一男		監事								(就任) 平成16年 11月19日 (退任) 平成26年 6月3日

武島 洋子		理事		○	○				○	平成23年 6月5日
直井 敏雄		理事		○						平成23年 6月5日 (理事退任) 平成28年 5月29日
西山 久恵		理事		○						平成25年 6月2日 (理事退任) 平成28年 5月29日
村松 正敏		理事		○	○				○	平成26年 6月4日
菊池 忠		理事		○						平成26年 6月4日 (理事退任) 平成29年 5月31日
山内 信隆		理事		○	○				○	平成27年 5月31日
林 真理		理事		○	○				○	平成27年 9月1日
八木 三千代		理事		○	○				○	平成28年 5月29日
田中 小百合		理事			○				○	平成29年 6月4日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	弥生会計	一週間毎	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	一週間毎	7年
預金出納長	ルーズリーフ	一週間毎	7年
寄付金名簿	バインダー	随時	7年
貸金台帳	バインダー	月次	7年
請求書、領収証つづり	バインダー	随時	7年
証票類つづり	バインダー	随時	7年

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

(注意事項)

・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項 その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		○

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表)記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
	○				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

「認定基準等チェック表」(第7表)記載方法

項目	記載方法	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「a」から「e」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「a」から「e」)を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「c」～「e」の欄に記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所	チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p>		○
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-------------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。